

---

# 参事官（芸術文化担当）

---



## 事業の概要

文化庁を中心とした関係府省庁や地方自治体、文化施設、民間団体等の関係者の総力を結集した大型国家プロジェクトである「日本博」の開催を契機として、各地域が誇る様々な文化観光資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを推進し、インバウンド需要回復や国内観光需要の一層の喚起、「文化芸術立国」の基盤強化、文化による「国家ブランディング」の強化等を図る。  
あわせて、地方博物館における国等が有する「地域ゆかりの文化資産」を活用した展示等の取組を通じて、各地域の歴史文化の魅力を発信することにより、地方への誘客・消費の拡大を促し、地域活性化の好循環の創出を図る。

### ○日本博総合推進会議（第2回）【令和2年3月12日開催】 <総理発言（関係部分抜粋）>

残念ながら、今週予定されていた日本博オープニング・セレモニーは、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、開催を中止することといたしました。現在は、感染の拡大防止に全力を挙げておりますが、収束が視野に入った段階では、日本の素晴らしさを国際社会に向けアピールするため、日本博を、一層強力で推進していくことといたします。このため、本日委員の皆様からいただいた貴重なご意見をもとに、日本博が縄文時代から現代まで続く「日本の美」を各分野にわたって体系的に展開する試みとして、より充実した内容となるよう、文化庁が中心となって、関係府省が連携して、さらに取組を進めてください。

### ○日本博の開催準備等に関する関係府省連絡会議（第3回）【令和2年9月10日開催】 <岡田副長官発言（関係部分抜粋）>

縄文時代から現代まで続く「日本の美」を国内外に向けて発信する「日本博」の重要性は、この国難とも言える状況下においても何ら変わることはありません。そのような考えのもと、主催者の様々な感染防止対策等の努力により実施されるプロジェクトも出てきており、さらには映像コンテンツの活用による発信など、これまでになかった斬新な取組も行われています。（中略）日本博も、来年度を新たな本番の年とし、また来年度以降における成功を確実なものとするため、本日お集りの皆様をはじめとする関係者の総力の結集を改めてお願い申し上げます。（中略）日本博の持つ意味は新型コロナウイルス感染症によって減少するのではなく、ますます重大になっています。（中略）日本博がより充実した内容となるよう政府一丸となって推進していただきたい。

## ウィズコロナ時代における日本博の取組

○我が国が誇る文化資源の集中展示やダイジェスト版公演、体験プログラムの創出など日本文化の魅力を実際に体感できる取組の推進に加え、国内外の多くの方々がお自宅等でも日本博を楽しむことができるよう、多様な映像コンテンツの制作・発信等に積極的・戦略的に取り組む。

### <多言語による映像コンテンツ発信>



### <VRなどの最先端技術を活用した映像コンテンツ発信>



### <インフルエンサーによる花火のYouTube配信>



### <二条城を360° VRコンテンツとして配信>



○文化庁や宮内庁、国立博物館等が有する「地域ゆかりの文化資産」を活用し、各地域の歴史・文化・風土等の魅力を展示・発信する地方博物館の取組に対して、事業費を一部支援する。また併せて、地方博物館における訪日外国人観光客にも分かりやすい多言語解説の作成や製作したレプリカ等を使用した体験型展示等の新たな文化体験コンテンツの創出等の取組を支援する。

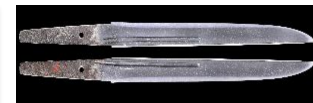
### <R2年度 採択例>

○徳川美術館(11/8～12/13)



「源氏物語図屏風」  
(三の丸尚蔵館蔵)

○北九州市立自然史・歴史博物館(1/2～2/14)



短刀銘「吉光」(「博多藤四郎」)  
(文化庁蔵)



## 主催・共催型

「総合大型プロジェクト」

「日本博」の中核となる総合大型プロジェクト（国、文化施設、民間団体、事務局等が共同で企画・実施）

（イメージ）

- ・縄文から近現代の美術
- ・伝統芸能・現代舞台芸術
- ・メディア芸術
- ・生活文化・文芸・音楽等の複合領域を一つの空間で演出するプロジェクト

「分野別大規模プロジェクト」

「日本博」のテーマ及びコンセプトを加味した大規模な展示・公演等のプロジェクト（全国的な活動を行う団体等が主催）

（イメージ）

- ・地方自治体や文化関係団体等で一定期間実施するプロジェクト

※国は原則一部負担。ただし、被災地との共催、共生社会・多文化共生、最先端技術の導入等に係るものは例外とすることを想定。

## 公募助成型

「イノベーション型プロジェクト」  
「文化資源活用推進事業」  
「国際的文化フェスティバル展開推進事業（長期開催型）」  
「地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業」

各地域や団体の特色ある企画を公募し事業費を一部助成

（イメージ）

- ①地域の特色を生かして新たに企画・実施するプロジェクト
- ②文化関係団体が実施する新規性・創造性が高いプロジェクト

※国は原則一部負担。ただし、被災地との共催、共生社会・多文化共生、最先端技術の導入等に係るものは例外とすることを想定。

## 参画型

各地域や団体の特色ある企画を公募し企画内容を認定

（イメージ）

- ①テーマ、コンセプトに沿う日本を代表するプロジェクト
- ②「日本博」として国内外に発信するものとして相応しいプロジェクト

等

## 目 的

観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典を実施し、各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の芸術文化の振興に寄与する。

## 事業の内容

### ◇開会式・閉会式

### ◇分野別フェスティバル

全国各地の郷土芸能、合唱、吹奏楽、オーケストラ、演劇、舞踊、邦楽、文芸、美術及び茶道、華道などの生活文化等の分野ごとに、県や全国規模の文化関係団体等から推薦された団体等を中心とした公演及び分野別の展示・展覧会を行う。

### ◇国際交流事業

文化団体等を海外から招へい又は海外へ派遣し、相互交流を行い、多様な日本文化を発信する。

### ◇シンポジウム

アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向について広く国民の関心を喚起するとともに、その振興のあり方を探る。

### ※令和3年度は2大会開催

宮崎大会（令和2年秋に開催予定だったが、コロナのため令和3年7月3日～10月17日に変更）、和歌山大会（令和3年10月30日～11月21日）



開会式（国民文化祭・にいがた2019）

## 期待される効果

- ・開会式・閉会式
- ・分野別フェスティバル
- ・国際交流
- ・トップレベルの芸術公演
- ・関連事業との連携 等

- ・発表機会、鑑賞機会確保
- ・地域文化・伝統産業等の担い手の発掘
- ・特色ある地域文化の全国発信
- ・地域の文化財の積極的活用

- ・県内の文化活動の活発化、裾野拡大
- ・地域の文化団体等のレベルアップ、活性化
- ・都道府県の知名度・イメージの向上
- ・地域経済活性化・観光集客の向上

## 事業の目的

各都道府県代表の高校生による、芸術文化活動を発表する全国大会として「全国高等学校総合文化祭」を開催し、創造活動の向上を図るとともに相互の交流を深めることにより、芸術文化の振興に資する。

### 全国高等学校総合文化祭 優秀校公演

○優秀校東京公演  
全国高等学校総合文化祭において演劇、日本音楽及び郷土芸能の分野で優秀な成績を収めた学校が一堂に会する公演を実施。

○伝統芸能公演等  
地方での郷土芸能等を発表する場を拡充するため、関連事業を充実。



全国高等学校総合文化祭  
優秀校東京公演

### 全国高等学校総合文化祭

○文化庁、開催地都道府県、開催地市町村等の主催者が実施する主催事業として、総合開会式、パレード、部門別事業、国際交流事業を実施。

#### ◇開催部門

演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学 ほか

※令和3年度開催地：和歌山県



高知大会 総合開会式



高知大会 国際交流

### 高等学校文化部活動 指導者養成事業

○高等学校における文化部活動の更なる充実を図るため、部活動の指導者である顧問教員が適切な運営や指導の方法を身につけるための研修会を実施

○部活動事例をまとめた冊子を作成配布



研究大会山形大会

## 期待される効果

- ◇全国の高校生が集い、交流し、刺激し合う場を設けるとともに、文化部活動の環境を充実させることにより、高校生の創造活動の水準が向上し、将来の日本文化の担い手の育成に寄与。
- ◇高校生を大会運営に主体的に参加させることにより、高校生の責任感を育み、豊かな人間形成を促進。
- ◇「文化部のインターハイ」として、全国の高校生の文化部活動の活性化に大きく貢献。

## 事業概要

マンガ・アニメーション等のメディア芸術は、広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、海外からも高く評価され、我が国への理解や関心を高めており、我が国の文化振興はもとより、コンテンツ産業、観光、国際文化交流にも資するものである。

メディア芸術祭の開催、若手クリエイターの育成、世界的なフェスティバルとの連携による海外発信や、メディア芸術作品のアーカイブ化・データベース化などを推進し、我が国のメディア芸術の国際的評価の維持・向上を図る。

### 【国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律】

○国は、世界レベルの祭典及びこれを目指す大規模な祭典について、継続的かつ安定的な実施、国際的な評価の確立及び向上等に必要となる施策を講ずるとともに、地域の祭典を含む幅広い国際文化交流の祭典について、その企画等に関し専門的能力を有する者の確保、祭典の実施の支援等に必要となる施策を講ずるものとする。

### 【観光ビジョン実現プログラム2020】

○メディア芸術に関する発信の強化

優れたメディア芸術作品の顕彰とそれらの作品を展示・上映する「文化庁メディア芸術祭」を開催し、日本が誇るメディアアート、マンガ、アニメーション等のメディア芸術の魅力を国内外に発信する。また、国内外のメディア芸術関連フェスティバルや団体との連携を強化し、国際的な総合フェスティバルを目指す。

### 【知的財産計画2020】

○コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築

アニメーション分野における人材育成のため、若手及び中堅の制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品制作を通じた技術継承プログラム、就業者を対象とした技術向上教育プログラム及び業界志願者を対象とした基礎教育プログラムについて、実践的な調査研究を行う。

○デジタルアーカイブ社会の実現

マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進め、デジタルアーカイブジャパンとも連携したコンテンツ発信の場を創出し、ユーザの相互誘導を推進する。

## メディア芸術グローバル展開事業 【393百万円（393百万円）】

◆メディア芸術総合フェスティバル（メディア芸術祭）  
メディア芸術の総合フェスティバルとして、アート・エンターテインメント・アニメーション・マンガの4部門において、優れた作品を顕彰し、受賞作品展を開催する。

◆メディア芸術海外展開事業  
海外のメディア芸術関連フェスティバル等において、メディア芸術祭受賞作品をはじめとする我が国の優れた作品の展示・上映等を実施する。

◆メディア芸術祭地方展  
地方においてメディア芸術受賞作品を中心に総合的な展示・上映等を行う展覧会を開催する。

多様なメディア芸術  
作品の鑑賞機会の  
提供

メディア芸術分野に  
おける創作活動の  
促進

我が国のメディア芸術  
作品の国際的評価  
向上

## メディア芸術連携基盤等整備推進事業 【407百万円（387百万円）】

産学館(官)が連携し、我が国のメディア芸術作品のアーカイブ、分野を横断したノウハウの共有等を推進するほか、全国にある所蔵館等のネットワークを構築し、収集・保存・活用に向けた課題解決のための事業を拡充して実施する。あわせて、アーキビスト等人材の育成を図る。このほか、メディア芸術に関する施策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため検討会を設置する。

また、メディア芸術データベースの充実・機能拡充を進め、国際的な情報拠点の整備を図る。

さらに、各研究機関等におけるアーカイブの取組への支援を充実させ、散逸や劣化の危険性が高い作品等についての保存・活用を推進する。

産学館(官)のネットワーク構築・強化、  
アーキビスト等人材の育成促進

国際的な情報発信  
拠点の整備（メ  
ディア芸術DBの充実）

我が国のメディア芸術  
作品の保存・利活用  
の促進

## メディア芸術人材育成事業 【246百万円（245百万円）】

### ◆メディア芸術クリエイター育成事業

若手クリエイターや団体に対するメディア芸術作品の創作機会の提供、創作支援を通じ、我が国のメディア芸術の将来を担うクリエイターの育成・水準向上を図る。また、メディア芸術分野の専門スキルを有するアートディレクターを育成するための海外派遣プログラムを実施する。

### ◆アニメーション人材育成事業（あにめのたね）

人材育成が急務であるアニメーション分野において、制作スタッフに若手人材を積極的に起用し、実際の作品制作を通じたオン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）による実践的な人材育成を行うとともに、産学が連携し、オンライン講座および対面講座を実施することにより、人材確保の裾野を広げ、対象者の拡充を図る。

若手クリエイター、  
ディレクターの育成  
推進・水準向上

若手人材およびアニメーション  
業界志望者の育成  
による人材不足の解消

- より多くの文化芸術の鑑賞・体験が可能となるよう地方公共団体への呼びかけなどを行うとともに、将来的には、地方公共団体の自主事業等も含め、義務教育期間中毎年1回は、文化芸術の鑑賞・体験ができる環境を整えることを目指す。
- 小・中学校・特別支援学校や教育委員会が学校と同等と認める場合は、フリースクールや院内学級等での実施も行い、様々な環境にいる義務教育期間中の多くの子供たちが質の高い文化芸術に触れる機会の充実に努める。
- 他教科と比べ、学校内における研鑽の機会が乏しい美術や音楽といった芸術系教科等担当教員等への研修等を通じた学びの機会を確保するとともに、今後の芸術教育の方向性や文化芸術と教育両分野の一体的な学習プログラムの構築等を検討する。
- 映画を含むメディア芸術分野をはじめ、各実演芸術分野において、さらに芸術教育を推進するため、教育課程に沿った実施プログラムの実証実験等を通し、学校がさらに本事業を活用しやすくなるよう検討する。

## 1 巡回公演事業

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校・特別支援学校等において実演芸術公演を実施。
  - 事前に児童・生徒が自ら参加する体験型の活動(ワークショップ)を実施。
- 公演種目 15種目 □公演数1,550公演程度



## 2 合同開催事業

- 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校・特別支援学校等について、合同で実演芸術公演を実施。
- 公演種目:15種目 □公演数:490公演程度

## 3 芸術家の派遣事業

- 個人又は少人数の芸術家が学校を訪れ、講話、実技披露、実技指導を実施。
- 国、教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家個人や小規模グループをコーディネート。3,150件程度(学校公募型、NPO法人等提案型)



## 4 コミュニケーション能力向上事業

- 学校において、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施。
  - 芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、課題解決に取り組む活動を実施。
  - 創作や小集団での話し合い等のプロセスを重視。
- 200件程度(学校公募型、NPO法人等提案型)



## 5 芸術教育における芸術担当教員等研修事業

- 各地方の芸術系及び教育系大学等の芸術担当講師等を活用し、各都道府県等のブロック別に講師を派遣し、小・中学校・高校等の芸術担当教員への研修及び実演鑑賞を実施するとともに、交流会等の意見交換の場を設ける。

# 地域文化倶楽部(仮称)の創設に向けた実践研究

令和3年度予算額(案) 101百万円  
(前年度予算額 56百万円)

## 目標

子供たちが身近な地域で学校の文化部活動に代わりうる継続的で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、学校や地域が地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等との連携により、文化部活動の地域移行に向けた体制構築や持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うためのモデル事業を実施する。

## 現状

- 児童・生徒の文化芸術活動が居住地や家庭の教育力・経済力に左右される現状(表現や鑑賞機会の格差)
- 少子化に伴う部活動の廃部や部員減少、児童・生徒のニーズの多様化(学校内での活動機会の不足や喪失)
- 部活動指導や大会引率等による教員の長時間勤務や休日出勤が常態化(学校における働き方改革の必要性)
- 部活動に代わりうる継続的で質の高い文化芸術活動環境の不足(体制構築や持続可能な環境整備の必要性)



## 提言等

- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31年1月25日中央教育審議会)  
特に、中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。
- 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(令和元年11月15日衆・文部科学委員会、同年12月3日参・文教科学委員会)  
政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。
- 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(令和2年9月1日学校における働き方改革推進本部)  
休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

## 地域部活動推進事業(33百万円)

休日の部活動の地域移行(地域部活動)に向けて生徒の指導や大会の引率を行う地域人材の確保や活動場所・用具の確保、移動手段の確保、それらにかかる費用負担やコーディネート等の課題解決を目指すとともに、少子化に伴う廃部や部員減少、ニーズの多様化による指導者不足等に対応するための合同部活動実施に向けた移動手段の確保や、ICTを活用した練習・指導法の確立、それらにかかる費用負担等の課題解決を目指すため、全都道府県各1地域に拠点校を設け、実践研究を実施する。

## 地域文化倶楽部(仮称)創設支援事業(63百万円)

子供たちが身近な地域で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等が中心となって、新たな受け皿となる「地域文化倶楽部」(仮称)を創設するためのモデル事業を全国20件程度で実施し、課題や手法を分析・検証する。





## 事業趣旨

「新たな日常」における文化芸術関係団体等による積極的な活動の支援を行うほか、文化施設のコロナ禍の新たな活動に向けた環境整備に必要な経費等の支援を行うため、以下の事業を実施する。

## 実施事業概要

- コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業 250億円  
新型コロナウイルスにより、文化芸術活動の自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体において、感染対策を十分に実施した上で、積極的に公演等を開催し、文化芸術振興の幅広い担い手を巻き込みつつ、「新たな日常」における新しい文化芸術活動のイノベーションを促すとともに、活動の持続可能性の強化に資する取組を支援する。
- 文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業 50億円  
劇場・音楽堂等、博物館の文化施設における公演や展覧等の実施に際して、感染症防止対策のガイドラインを踏まえた取組への支援を行う。また、コロナ禍の「新たな活動」に向けた文化施設の配信等に必要な機材等の環境整備の支援を行う。
- 大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン 70億円  
大規模で質の高い日本の文化芸術水準を向上させるような公演等を支援し、需要喚起や業界全体の活性化を図る。また、地域の文化芸術関係団体・芸術家を中心として、舞台芸術・メディア芸術・伝統芸能・生活文化・国際文化交流等の公演や展示・展覧会等を開催し、地域の文化芸術の振興を推進する。

## 事業の概要

新型コロナウイルスにより、文化芸術活動の自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体において、感染対策を十分に実施した上で、積極的に公演等を開催し、文化芸術振興の幅広い担い手を巻き込みつつ、「新たな日常」ウィズコロナ時代における新しい文化芸術活動のイノベーションを図るとともに、活動の持続可能性の強化に資する取組を支援する。

## 支援の対象となる文化芸術活動・支援対象となる取組

- ◆ 対象：文化芸術関係団体・文化施設（公演等の開催に資金面で責任を持つ者）
  - ◆ 分野：文化芸術基本法第8条～第12条に定める文化芸術分野
  - ◆ 条件：不特定多数に公開することによって収入を上げることが前提とした**積極的な活動**
  - ◆ 取組：（1）公演・演奏会・コンサート・ライブ、展覧会等を開催すること  
（2）その際、下記のような文化芸術活動のイノベーションを図るような取組を行うこと
    - ・他の文化芸術団体とコラボレーションし、公演を実施すること
    - ・新たな専門性を有する実演家等を招聘し公演を実施すること
    - ・これまで訪問したことのない地域や文化施設（劇場・音楽堂等）で公演を実施すること
    - ・オンライン配信やyou tubeの投稿等、これまで実施していなかった客層へアプローチすること
- \* 申請時に事業計画書の提出を求め、上記のような「積極的な活動」が含まれていることを確認するものとする。

## 概要

大規模で質の高い日本の文化芸術水準を向上させるような公演等を支援し、文化芸術の質の向上と文化芸術の重要性や魅力を発信することにより、新型コロナウイルスの感染拡大による萎縮効果を乗り越え、需要喚起や業界全体の活性化を図る。  
また、活動自粛を余儀なくされた地域の文化芸術関係団体・芸術家を中心として、文化芸術関係者の力を合わせ、舞台芸術・メディア芸術・伝統芸能・生活文化・国際文化交流等の公演や展示・展覧会等を開催し、コロナ禍における地域の文化芸術の振興を推進する。

## 事業の内容

### (1) 全国規模の文化芸術統括団体による公演等の実施 (2) 地域の文化芸術関係団体・芸術家による公演等の実施

#### ①補助対象者

全国規模の文化芸術統括団体（9団体程度）

#### ②実施内容

大規模で質の高い公演等の支援

#### ③実施地域

全国13都市程度

#### ①補助対象者

地域の文化芸術関係団体・芸術家を含む芸術団体等

#### ②実施内容

- ・舞台芸術・メディア芸術・伝統芸能・生活文化・国際文化交流の公演や展示・展覧会等の支援
- ・障害者を含む多種多様な子供の文化体験・発表機会等の確保の支援

#### ③実施地域

全国20地域で開催



## 期待される事業効果

### 開催 アートキャラバンの

関係者の連携により

- ・質の高い公演等の実施
- ・一般の関心を文化芸術に高める公演等の実施
- ・今後の収益向上につながる公演等の実施

- ・文化芸術に対する需要喚起
- ・文化芸術活動における適切なコロナ対策の実施
- ・特色ある地域文化の全国発信
- ・文化芸術活動への関心・熱意を取り戻す

- ・業界全体や国内の文化芸術活動の活性化
- ・コロナ禍における持続可能で安心な文化芸術の発信
- ・我が国全体の文化芸術関係団体のネットワーク構築
- ・地域の文化芸術関係団体等のレベルアップ、活性化
- ・都道府県の知名度・イメージの向上
- ・地域経済活性化・観光集客の向上